

議案第70号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号ア中「国民健康保険運営協議会の会長及び委員、」を削る。  
別表公平委員会の項を次のように改める。

公平委員会	委員長	日額 12,000	
	委員	日額 10,000	

別表国民健康保険運営協議会の項を次のように改める。

国民健康保険運営協議会	会長	日額 12,000	
	委員	日額 10,000	

第2条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号を次のように改める。

(3) 報酬が年額で定められている場合 報酬の額の2分の1の額を9月末日及び3月末日に支給する。

附 則

この条例中第1条の規定（別表公平委員会の項の改正規定を除く。）は平成27年2月1日から、第1条の規定（別表公平委員会の項の改正規定に限る。）及び第2条の規定は同年4月1日から施行する。

平成26年11月26日提出

狭山市長 仲川幸成

提案理由

公平委員会及び国民健康保険運営協議会の委員の報酬を日額に改めるとともに、支給時期に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。